

基本計画

1 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

(1) 地域の特徴と目指す産業集積の概要について

(地理的条件、既存の産業集積の状況、インフラの整備状況等地域の特徴について)

【地理的特性】

(1) 位置と地勢の概況等

本市は、瀬戸内海の東域に浮かぶ淡路島の中央部に位置し、面積は182.38km²、東は大阪湾、西は播磨灘に面し、北は淡路市、南は南あわじ市に接している。

地勢をみると、市中央部の先山を中心とした山地が続き、その東側に平野が広がり、島内でも有数の流域面積を誇る洲本川が流れ、その下流域に洲本市街地が形成されている。また、西側にはなだらかな丘陵地帯が広がり、田園地帯を形成している。

さらに、南部には柏原山を頂点とする森林地域が南あわじ市へと続き、その北麓には田園や住宅が広がっている。

市域内には三熊山や生石・成ヶ島、五色浜など、瀬戸内海国立公園の指定地域として、豊かな自然環境が維持されている。

気候は温暖で、降水量の比較的少ない瀬戸内海気候に属している。年間平均気温は15.3度、最近10年間の年間平均降水量は約1,572mmとなっているほか、日照時間は年間平均約2,089時間に達している。

(2) 人口動向

平成22年の国勢調査結果によると、本市の総人口は47,254人となっている。

近年の人口推移をみると、平成12年では52,248人、平成17年では50,030人となっており、平成12年から平成17年には2,218人の減少、平成17年から平成22年には2,776人の減少となっている。

また、年齢構成を見ると、0～14歳が6,109人(13.0%)、15～64歳が27,608人(58.4%)、65歳以上が13,537人(28.6%)となっている。

産業別就業人口では第1次産業が2,481人(11.5%)、第2次産業が5,101人(23.8%)、第3次産業が13,878人(64.7%)となっている。製造業が3,574人と最も多く、次いで卸売・小売業が3,539人、医療・福祉の2,888人、農業の2,020人、宿泊・飲食サービス業の1,743人と続いている。

【既存の産業集積状況】

(1) 第1次産業の概要

第1次産業では、農業と漁業が盛んで産業別就業人口構成比率でも11.2%を占めている。しかしながら、その生産額は横ばいの傾向にあり、市内総生産1,548.5億円に対し、第1次産業全体で39.5億円となっており、その比率は2.6%となっている。

(農業の現状)

本市では、水稻、野菜、果樹、花卉、酪農、肉用牛など多彩な農業生産が市内各地で展開されている。

野菜については、国の指定産地としてたまねぎ、レタス、はくさいが指定され、キャベツ、ピーマン、ねぎ等は県の指定産地となっており、近畿地区を中心に新鮮な野菜を大都市圏に供給している。

特に、淡路島の主要生産物である玉ねぎは、全国の収穫量割合のうち兵庫県が全国第3位であり、そのうち約95%を洲本市・南あわじ市・淡路市の3市が占めている。

畜産業は、乳用牛や肉用牛などの牛の飼養が中心で、専門的経営も多く、本市の認定農家の過半数を占めるなど地域農業の中核を担っている。

(漁業の現状)

水産業は、本市の重要な産業のひとつであり、京阪神の大消費地への高級鮮魚等の供給地として発展してきている。

紀淡海峡を中心に紀伊水道、大阪湾、播磨灘といった好漁場に恵まれた本市には、底引き網、刺網、ひき縄釣、潜水、たこつぼ、さらには海苔養殖等多種多様な漁業が営まれている。

魚類の漁獲量は、たちうお、いわし類、はも、たこ類の順に多い。

最近の取組として、市の魚である「サワラ」を核とした地域活性化と漁業振興のため、五色町漁協、五色町商工会、地域の飲食店・民宿、県、洲本市等からなる「淡路島サワラ食文化推進協議会」を設立し、「島の漁師めし『淡路島の生サワラ丼』」を展開している。

(2) 第2次産業の概要

第2次産業としては、工業統計の市内製造品出荷額データを見ると、電気機械器具が最も多く全体の55.4%を占めている。次いで生産用機械器具となっており、上位2位までで製造品出荷額全体の75.5%を占めている。

(電気機械器具製造業の現状)

電気機械器具製造業は、事業所数で5件(6.8%)、従業員数は1,404人(45.9%)、製造品出荷額は402.6億円(55.4%)、付加価値額で68.8億円(28.9%)となっており、市内の製造業の中で大きな部分を占めている。

本市には、パナソニックグループ オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社の二次電池事業部の拠点事業所があり、二次電池の生産及び研究・開発が行われている。

※()内は市内全体に占める割合。以下同様。

(生産用機械器具製造業の現状)

生産機械器具製造業は、事業所数で11件(15.1%)、従業員数は460人(15.1%)、製造品出荷額は146.7億円(20.1%)、付加価値額で102.0億円(42.8%)となっており、電気機械器具製造業と

並んで重要な産業である。

本市には、ツーリング(工作機械保持工具)業界で国内トップシェアの実績を誇る大昭和精機(株)の淡路工場(第1～5工場)があり、高品質・高精度なツーリングの製造が行なわれている。

その他として、金属製品製造業、食料品製造業、はん用機械器具製造業などがある。

(3)統計データ(平成25年工業統計)

平成25年の洲本市の製造品出荷額と付加価値額は727.3億円と238.3億円であり、当地域に集積する主な業種は電気機械器具を筆頭に、生産用機械器具、金属製品、食料品となっている。

(表1)洲本市の製造業(全業種)に関するデータ

面積(ha)	18,238	人口(人)	47,254
製造品出荷額(億円)	727.3	事業所数(所数)	73
付加価値額(億円)	238.3	従業員数(人)	3,056

(表2)洲本市において主たる製造業種が占める割合

製造業種	事業所数(所数)		従業者数(人)		製造品出荷額(億円)		付加価値額(億円)	
		割合(%)		割合(%)		割合(%)		割合(%)
電気機械器具	5	6.8	1,404	45.9	402.6	55.4	68.8	28.9
生産用機械器具	11	15.1	460	15.1	146.7	20.1	102.0	42.8
金属製品	8	11.0	101	3.3	28.1	3.9	9.8	4.1
食料品	14	19.2	170	5.6	17.0	2.3	12.4	5.2
はん用機械器具	4	5.5	126	4.1	13.3	1.8	7.2	3.0
市全体	73	100.0	3,056	100.0	727.3	100.0	238.3	100.0

【インフラの整備状況】

(1)交通環境

高速道路は本州と四国を結ぶ神戸淡路鳴門自動車道があり、洲本ICから明石海峡大橋を経て神戸へ50分、大阪へ90分、大鳴門橋を経て徳島へ50分で着くことができる。また、平成29年度末には、洲本ICと津名一宮ICとの間に(仮称)中川原スマートインターチェンジが設置予定であり、さらなる物流時間の短縮が図られる。

市内の道路網は、国道28号線や主要地方道である福良江井岩屋線、洲本灘賀集線、洲本五色線、大谷鮎原神代線や一般県道の鳥飼浦洲本線、上内膳塩尾線、洲本松帆線、下内膳物部線、広田洲本線などが幹線道路として形成されており、これにより市内各所及び島内他地域と連絡されている。

(2) 工場用地

本市の工業用地は準工業地域である「納・上内膳地区」の他、市所有の企業用地が複数あり、事業者のニーズに応じた土地利用ができる。

【納・上内膳地区】

- ・所在地 洲本市納・上内膳
- ・面積 27.6ha(うち 立地決定等済 15.1ha)
- ・進出企業数 21社
- ・特徴

当該地域は本州と四国を結ぶ神戸淡路鳴門自動車道の洲本ICに隣接しており、神戸へ約45分、大阪へ約85分、徳島へ約45分で移動でき、京阪神・四国の物流拠点にも最適である。

また、当該地域は準工業地域であり、既に一定の企業の集積もあることから、エネルギーや精密機械関係産業及びそれらの関連産業の重点エリアと位置づけている。

【五色町鮎原中邑・鮎原上地区】

- ・所在地 洲本市五色町鮎原中邑・鮎原上
- ・面積 0.7ha
- ・特徴

当該地域は本州と四国を結ぶ神戸淡路鳴門自動車道の津名一宮ICまで、主要地方道等を経て約10分の位置にあり、京阪神・四国の物流拠点にも最適である。

(3) 教育機関

淡路島内には下表の大学等があり、地域医療・福祉の核となる専門的な医学の知識や技術、農と食における生産・加工・流通の全般にわたる見識と専門的な知識と技術を身につけた人材の育成を行っている。

	学 校 名	学 科
大 学 等	関西看護医療大学	看護学科、看護学研究科(大学院)
	吉備国際大学	地域創成農学科
	関西総合リハビリテーション専門学校	言語聴覚学科、理学療法学科、作業療法学科
	平成淡路看護専門学校	看護学科

また、市内には下表の3つの高等学校があり、卒業生数は585人(H26)で就職者は166人(28.4%)となっている。卒業生数のうち367人(62.7%)については、大学進学や専修学校等に進学し、島外へ流出している。しかしながら、大学進学等で島外へ流出した多くの人材が卒業後に淡路島での就職を希望しており、Uターンによる人材の確保が可能である。

	学 校 名	学 科
洲本市内	兵庫県立洲本高等学校	普通科
	兵庫県立洲本実業高等学校	機械科、電気科、商業科、国際ビジネス科
	学校法人柳学園高校	特進クラス、総合クラス
洲本市外	兵庫県立津名高等学校	普通科、自然科学系コース
	兵庫県立淡路高等学校	総合学科
	兵庫県立淡路三原高等学校	普通科、自然科学系コース

島内唯一の実業高校である県立洲本実業高等学校では、機械科・電気科・商業科・国際ビジネス科の4科を有し、多くの生徒たちがそれぞれの分野の知識を習得している。

同校の工業技術教育については、持続可能な活動であることや「連携」を念頭に置き、「ものづくり」を含めた問題解決的な学習を基本として実施している。これまでの取組成果として、電気と機械の学習領域を融合した領域間連携による風力発電機付きの街路灯の開発が「高校生技術・アイデアコンテスト全国大会優秀賞」を受賞、企業との連携において、体験的学習や出前授業の実施により「エネルギー教育賞優秀賞」を受賞、また、農業用水の有効利用を考えて製作した小型水力発電機を用いた街路灯を水路に設置するなど、地域と連携した取組なども行っている。

ほかにも、研究発表会や簿記・ワープロ等の競技大会への参加、電気や旋盤・珠算・電卓・情報処理等の資格取得、生徒達が講師役を務める「ふれあいパソコン教室」や地元民話の電子紙芝居による小学校公演等地域貢献事業などさまざまな活動を行っています。これらの活動により、学校での学習の他、自主活動や社会活動のできる人材が輩出されている。

(4) 情報環境

洲本市内全域でケーブルテレビサービスが提供されており、加入者はデジタル放送の視聴が可能であるほか、CATVインターネットや、緊急告知放送や加入者間同士の通話無料電話サービスを受けることができる。

民間通信事業者による光ブロードバンドインターネットサービスも提供されており、情報化戦略も可能である。

(目指す産業集積の概要について)

洲本市では、当地域が持つ資源の特性や強みを最大限に活かした産業の集積や創出を図るため、「淡路島資源まるごと活用商品(淡路島ブランド)関連産業」と「次世代高度技術関連産業」を目指す産業集積とする。

また、当地域においては、総合特区「あわじ環境未来島構想」の指定を受け、エネルギーの持続、農と食の持続、暮らしの持続を柱に豊かな自然環境との調和を図りながら持続的に発展することを目指している。その連携した取組として、本市における豊富なバイオマスを活用した

産業創出と地域循環型のエネルギーの強化により、雇用創出や地域活性化、安心して暮らせるまちづくりを目指す地域として、平成26年10月に「バイオマス産業都市」に選定された。

【淡路島資源まるごと活用商品(淡路島ブランド)関連産業】

洲本市は全国に誇れる質の良い野菜や牛肉、牛乳、魚介類といった地域資源の豊富さが強みであり、また地場産業として、真珠核製造業・線香製造業・瓦製造業がある。これらを総合的に売り出す「淡路島資源まるごと活用商品(淡路島ブランド)」を確立し、地域資源のブランド力を高めることにより、既存業種と他業種との連携による、新たな産業の創出を目指す。

【次世代高度技術関連産業】

当地域には、電池関連産業が立地しており、今後、車載用と産業用の蓄電池の需要が見込めることから、さらなる発展と集積を図る。

また、高精度機械器具についても生産用機械器具製造業等、国内トップシェアを誇る商品を製造する工場が既に集積しており、今後関連産業の集約や金属加工工場等の工場拡大の支援を推進する。

これら既存する主要産業を主軸とした関連産業の集積及び事業の高度化を目指す。

(2) 具体的な成果目標

	現 状	計画終了後	伸 び 率
集積区域における集積業種全体の付加価値額	238.3億円	262.1億円	10.0%

(3) 目標達成に向けたスケジュール

取組事項 (取組を行う者)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
洲本市の企業誘致に関する環境整備 (洲本市)	企業のニーズに合わせた環境整備により、企業立地を促進				
遊休地等工場用地の調査等(洲本市)	工場用地を調査し、適地を積極的に整備し、企業立地を促進				
人材・労働力確保のための諸施策(洲本市、兵庫県、洲本商工会議所、五色町商工会等)	県・市、地域経済団体、自治会、管内ハローワーク等の関係機関のネットワーク化による人材確保の円滑化				

ものづくり人材の育成と技能・技術の振興(兵庫県)					県立ものづくり大学校の職業能力開発施設を活用した人材の育成・確保等
ものづくり技術の高度化の推進(兵庫県ほか)					県立工業技術センターによる技術開発への支援(中小企業の技術力向上のための技術支援、ものづくり相談員、技術アドバイザーの派遣等)
県・市連携による企業誘致体制の強化(洲本市、兵庫県)					ワンストップサービスの構築による各種行政手続きの円滑化 市庁内における企業誘致プロジェクトチームの設置、企業誘致対応マニュアルの作成や研修会の実施による担当職員のスキルアップ
洲本市企業誘致条例、県産業立地条例による国内外企業の誘致(洲本市、兵庫県)					洲本市企業誘致条例及び県産業立地条例による企業誘致の推進 既存市内企業に対するきめ細やかな支援の充実
淡路地域における企業誘致体制(洲本市、兵庫県、洲本商工会議所等)					淡路地域企業誘致推進協議会による企業誘致の推進
工場用地等の情報提供(洲本市、兵庫県、ひょうご・神戸投資サポートセンター等)					関係機関の連携による誘致活動の推進
資金調達・設備導入等の支援(兵庫県、(公財)ひょうご産業活性化センター)					中小企業を対象とする融資・設備貸与等の各種制度による資金調達・設備導入等の支援
中小企業融資制度(洲本市、洲本商工会議所、五色町商工会)					運転資金や設備資金について、各種の低利な融資制度による支援

交通アクセス整備 (洲本市、兵庫県 等)					
	(仮称)中川原スマートインターチェンジの利活用による地域の活性化				

2 集積区域として設定する区域

<p>(区域)</p> <p>洲本市全域</p> <p>設定する区域は、平成28年1月1日現在における行政区画により表示したものである。ただし、集積区域は、以下の地域を除くものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法に規定する自然公園地域 ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区 ・環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に規定する生息地等保護区 ・日本の重要湿地 500 ・自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域 ・環境の保全と創造に関する条例に規定する指定地（自然環境保全地域、環境緑地保全地域及び郷土記念物） <p>(集積区域の可住地面積)</p> <p>当地域の可住地面積は以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>全面積(ha)</th> <th>可住地面積(ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洲本市</td> <td>18,238</td> <td>7,906</td> </tr> </tbody> </table> <p>(洲本市が集積区域に指定されている理由)</p> <p>洲本市は平成18年2月に旧洲本市と旧五色町が合併した市で、古くから自然的経済的社会的条件から見て一体性を有し、電気機械器具、生産用機械器具等の製造業を中心とする第二次産業、商業や観光産業などの第三次産業まで広範囲にわたる産業基盤があり、大企業の事業所と中小企業が区域一帯に広く立地しているため、市域全域を集積区域として指定し、産業集積の形成及び活性化を図ることとする。</p>	市町名	全面積(ha)	可住地面積(ha)	洲本市	18,238	7,906
市町名	全面積(ha)	可住地面積(ha)				
洲本市	18,238	7,906				

3 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

(区域)

特に重点的に企業立地を図るべき区域は、以下の地区とする。(別添地図参照)
設定する地域の地番は、別添地番表のとおり平成27年1月1日現在における地番により表示したものである。(地番表参照)

洲本市納・上内膳地区(約27.6ha)

洲本市五色町鮎原中邑・鮎原上地区(約0.7ha)

洲本市五色町鮎原吉田地区(約1.8ha)

洲本市五色町上堺地区(約0.3ha)

4 工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

現時点では、工場立地法の特例措置を実施する区域は設定しない。

5 集積業種として指定する業種(以下「指定集積業種」という。)

(1) 業種名

(業種名又は産業名)

「淡路島資源まるごと活用商品」関連産業

(日本標準産業分類上の業種名)

09 食料品製造業

10 飲料・たばこ・飼料製造業(101 清涼飲料製造業、102 酒類製造業、103 茶・コーヒー製造業及び106 飼料・有機質肥料製造業を含む、105 たばこ製造業を除く。)

11 繊維工業

12 木材・木製品製造業

13 家具・装備品製造業

14 パルプ・紙・紙加工品製造業

15 印刷・同関連業

16 化学工業(1624 塩製造業を含む、165 医薬品製造業(動物用除く)を除く。)

17 石油製品・石炭製品製造業

18 プラスチック製品製造業

19 ゴム製品製造業

21 窯業・土石製品製造業

22 鉄鋼業

31 輸送用機械器具製造業(312 鉄道車両・同部分品製造業及び313 船舶製造・修理業、船用機関製造業を含む。)

32 その他の製造業
44 道路貨物運送業
47 倉庫業
4822 運送取次業
4831 運送代理店
4841 こん包業(組立こん包業を除く。)

(業種名又は産業名)

「次世代高度技術」関連産業

(日本標準産業分類上の業種名)

16 化学工業(1624 塩製造業を含む、165 医薬品製造業(動物用除く)を除く。)
19 ゴム製品製造業
23 非鉄金属製造業
24 金属製品製造業
25 はん用機械器具製造業
26 生産用機械器具製造業
27 業務用機械器具製造業(274 医療用器械器具・医療用品製造業及び2743 医療用品製造業(動物用医療機械器具)を含む、276 武器製造業を除く。)
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
29 電気機械器具製造業(2961 X線装置製造業、2962 医療用電子応用装置製造業及び2973 医療用計測器製造業)を含む。)
30 情報通信機械器具製造業
32 その他の製造業

(2) (1)の業種を指定した理由

【「淡路島資源まるごと活用商品」関連産業】

洲本市は全国に誇れる質の良い野菜や牛肉、牛乳、魚介類といった地域資源の豊富さが強みであり、また地場産業として、真珠核製造業・線香製造業・瓦製造業がある。これらを総合的に売り出す「淡路島資源まるごと活用商品(淡路島ブランド)」を確立することにより、他地域との差別化を図り、安定した地域経済を生み出そうとする地元の熱い試みが行われている。

最近では、淡路の牛肉、玉ねぎ、米を使った「淡路島牛丼」をはじめ、「淡路島ぬーどる」、「生サワラ丼」、「淡路島の生しらす」など、淡路島の食材を使用した商品が展開されている。そのブランド商品の中で生鮮食料品や食材などは以前から淡路島ブランドが確立しているものが多くあるが、付加価値の付いた食品加工関連産業等では、現在、産業の活性化に向けて製造技術の高度化や新製品の開発が不可欠となっており、今後、県内の大学や研究機関、県立工業技術センター及び農林水産総合技術センターとの連携体制を構築し、企業の経営革新を積

極的に進めていくことでブランド商品の確立が進むと考え、企業立地の集積業種として指定する。なお、これらの加工製品を商品として製造するには、容器・装飾等の関連産業との連携が必須であり、それらの業種についても集積業種として指定する。

また、地場産業としての真珠核製造業・線香製造業・瓦製造業は、淡路島全体として考えた場合はそれぞれの産業が全国で高いシェアを誇っている。ただ、これら業種についても今後より厳しい状況になるのは明らかな中、これらの既存の技術と人材を活用することや他業種とのコラボレーションにより、従来の目的とは違う新たな製品などを生み出すことで、競争力を高め他地域との競争に勝ち抜き、ブランドとなっていくと考えられ、集積業種として指定する。

【「次世代高度技術」関連産業】

・当地域には、電池関連産業が立地しており、近年、消費者の環境保護に対する意識の高まりにより、ハイブリッド車(HEV)、プラグイン・ハイブリッド車(PHEV)や電気自動車(EV)の普及が今後予想されることから、車載用のリチウムイオン電池等の二次電池の需要の拡大が期待される。

また、東日本大震災以降のエネルギー施策において、原発や化石燃料依存から太陽光や風力などの再生可能エネルギーへの方向転換が打ち出されたが、再生可能エネルギーの拡大には蓄電システムが不可欠であることから、大型蓄電池の研究・開発が期待される。

これらにより、既存の電池製造業者の技術の高度化と工場拡大を支援することで、電池関連産業の集積を推進するため、集積業種として指定する。

・高精度機械器具についても生産用機械器具製造業等、国内トップシェアを誇る商品を製造する工場が既に集積しており、今後関連産業の集約や金属加工工場等の工場拡大の支援を推進するため、集積業種として指定する。

6 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

	目標数値
指定集積業種の新規事業件数	3社
指定集積業種の製造品出荷額の増加額	72.6億円
指定集積業種の新規雇用創出件数	45人

7 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備(既存の施設の活用を含む。)、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

(産業用共用施設の整備等に関する事項)

(1)洲本市の企業誘致に関する環境整備(洲本市)

産業集積の形成及び活性化を図るために、多様化する立地企業のニーズを調査し、それに対応した環境整備を積極的に行う。

(2)遊休地等工場用地の調査等(洲本市)

既存の遊休地について、工場用地として適した土地を調査する。また、適地については整備し、積極的に企業を誘致し、集積を図る。

(人材の育成・確保に関する事項)

(1)人材・労働力確保のための諸施策(洲本市、兵庫県、洲本商工会議所、五色町商工会等)

ハローワーク求人情報、就職面接会、就職フェアなどの情報を発信し、立地検討企業への積極的な人材・労働力に関する情報提供やUターン・Iターン就職希望者に対するタイムリーな情報提供、また、職業選択能力、就業意識の向上及び将来における優秀な人材の確保のためインターンシップに対する支援など、地域雇用開発促進のための措置を実施することにより、地域における人材確保の円滑化を図る。

(主な取組事例)

- ①求人企業合同説明会
- ②ふるさとJOBフェアin淡路島
- ③淡路島の就職・転職・求人サイト「あわりく」による情報発信
- ④淡路島の企業PRブック「就職in淡路島」の発行
- ⑤インターンシップに対する支援

(2)ものづくり人材の育成と技能・技術の振興(兵庫県)

平成23年4月に開校した県立ものづくり大学校姫路職業能力開発校において、ものづくり人材の育成・確保を図るため、次代を担う人材育成、匠の後継者育成、技能レベルに応じた在職者訓練などを実施し、また、ものづくり体験を通して、ものづくりの楽しさ・大切さを学び、ものづくりへの関心を高めるとともに、職業としてのものづくりの魅力、奥深さを伝える。

また、ひょうごNo.1ものづくり大賞、兵庫県技能顕功賞等による技術者・技能者の顕彰により、技術・技能労働者の地位及び技術・技能水準の向上を図る。

(技術支援等に関する事項)

(1)ものづくり技術の高度化の推進(兵庫県ほか)

①県立工業技術センターによる技術開発への支援

- ・中小企業のニーズに対応した技術支援

中小企業が抱える課題やニーズを的確に把握し、ものづくりの様々なステージにおける技術支援を強化するため、ワンストップ体制による技術相談体制の強化を図り、現場の技術的課題の解決につながる成果志向を強めた技術支援を推進。

- ・戦略的な研究開発や技術の高度化を支援

中小企業の技術開発ニーズに加え、本県の基盤産業の基盤的技術ニーズに対応した企

業、大学等との共同研究等に取り組むため、県立工業技術センターを先端技術研究開発機器や産学連携・交流機能を有した開放型の支援施設として整備を進める。

・兵庫県工業技術振興協議会による技術交流・研究開発の推進

中堅・中小企業の技術振興を図るため、淡路瓦技術研究会をはじめ業種別に14の研究技術団体を組織し、異業種間の情報の交換、大学や県立工業技術センターとの技術交流等を推進する。

② 兵庫ものづくり支援センターによる技術開発、製品開発支援

産学官連携による研究開発への支援や、共同利用機器の活用に係る指導・技術相談を行う研究コーディネーター及び技術コーディネーターを配置し、次世代成長産業育成に向けた中小企業の技術開発・製品開発を支援するため、兵庫ものづくり支援センターを神戸・阪神・播磨に設置している。

(その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項)

(1) 県・市連携による企業誘致体制の強化(洲本市、兵庫県)

洲本市では、企画情報部企業立地対策課において企業誘致マニュアルの作成やワンストップサービスの構築を行い、農地転用、道路占用、開発行為、工場設置届等、各種行政手続きに協力することにより企業立地の迅速化を図る。

兵庫県では、産業立地室において企業へのスピーディーな対応を図る。各種手続きの協議が必要な大型案件については、庁内関係部局を集めて連絡会議を設置し、各種手続きの確認、手続き期間の短縮、課題解決などをワンストップで対応できる体制を整えている。

今後、企業進出に伴う諸手続きの一層の円滑化と迅速化を図るため、県・市の連携強化を図る。

(2) 洲本市企業誘致条例、県産業立地条例による国内外企業の誘致(洲本市、兵庫県)

洲本市では、企業誘致奨励金、雇用促進奨励金、事業所施設設置奨励金等の優遇制度を設けており、兵庫県の支援制度(不動産取得税等の不均一課税や設備投資及び雇用に対する補助金、低利融資等)と連携を図りながら、立地企業に対して積極的な支援を行っている。

また、市内に立地する既存企業の事業活動をきめ細かに支援し、外部環境の変化等に対応した事業活動の継続・発展と高度化を支えていくことにより、事業の中断や雇用の流出の未然防止に努める。

なお、具体的な企業立地等に関する協議、相談があった場合には、自然環境保全部局と十分調整の上、自然環境の保全が図られるよう配慮する。

	根拠条例等	優遇措置
洲本市	洲本市企業誘致条例 (平成23年洲本市条例第2号)	企業誘致奨励金、雇用促進奨励金、事業所施設設置奨励金 (対象区域:洲本市内全域)
	洲本市機械等設備設置奨励金交付要綱 (平成27年洲本市告示第38号)	設備設置及び雇用奨励金 (対象区域:洲本市内全域)
	洲本市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例 (平成18年洲本市条例第92号)	固定資産税課税免除 (対象区域:洲本市内過疎地域)
	洲本市企業立地の促進等に係る固定資産税の課税免除に関する条例 (平成23年洲本市条例第15号)	固定資産税課税免除 (対象区域:洲本市内全域)
兵庫県	産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例 (平成27年兵庫県条例第29号)	補助金(設備基準、雇用基準、賃料)、税軽減(不動産取得税、法人事業税)、拠点地区進出貸付 (対象区域:洲本市内全域)

(3)淡路地域における企業誘致体制(洲本市、兵庫県、洲本商工会議所等)

淡路県民局を中心に淡路島内の行政機関及び商工団体に組織する淡路地域企業誘致推進協議会において、情報交換や企業誘致の効果的な推進策の検討・協議を行い、展示会等に出展・PR活動により、淡路地域への企業立地の効果的かつ円滑な推進を図る。

(4)工場用地等の情報提供(洲本市、兵庫県、ひょうご・神戸投資サポートセンター等)

洲本市及び兵庫県が連携して誘致体制の強化、工場適地や遊休地等の情報、さらに進出の際に必要な様々な現地情報等の提供、進出相談など国内外の企業立地を支援する。

また、立地決定後の資材調達、人材確保、行政手続き等、稼動までの様々な諸問題に、県・市・地元商工会議所・商工会・民間企業が一体となったワンストップサービスの体制で支援を行う。

(5)資金調達・設備導入等の支援(兵庫県、(公財)ひょうご産業活性化センター)

兵庫県では、中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認取得等を支援するとともに、承認を受けた中小企業の経営革新(新たな取り組みによる経営の向上)を支援するため、低利子の資金貸付等を行う。

また、兵庫県や(公財)ひょうご産業活性化センターでは、新規事業や事業拡大等に取組む中小企業の円滑な資金調達・設備導入等を支援するため、中小企業を対象とする融資・設備貸与等の各種制度を設けている。

(6) 中小企業融資制度(洲本市、洲本商工会議所、五色町商工会)

洲本市と洲本商工会議所・五色町商工会では商工業者等の運転資金や設備資金について、各種の低利子の融資制度による支援をおこない、経営の近代化を支援する。

(7) 交通アクセス整備(洲本市、兵庫県等)

平成26年度から本州四国連絡高速道路に全国共通の水準を基本とした新料金が導入され、明石海峡大橋の通行料の割高感が解消され、洲本市への利便性が向上した。

また、本州四国連絡高速道路の洲本IC～津名一宮IC間において、(仮称)中川原スマートインターチェンジの設置が決まり、平成29年度末に供用開始することになっている。これにより、交通アクセスの向上による企業誘致の促進、地域産業の活性化などが期待できる。

8 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

(環境の保全)

洲本市においては、兵庫県の定める「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」に定められた緑地面積の確保に積極的に努めなければならない。

そのほか、企業立地に際しては、地域住民の理解が得られるよう、必要に応じて地域住民等への説明会を開催するほか、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害を防止するため、立地企業と環境保全協定を締結するなど、環境の保全に取り組むものとする。

また、当該地域が位置する瀬戸内海は、水質総量規制の対象海域となっており、水質汚濁防止法等を踏まえ、負荷の総量の削減目標量の達成に努めていく。

兵庫県においては、花と緑に関する取組の方向性を示す総合的なプランとして平成19年7月に策定された「ひょうご花緑創造プラン」に基づき、県民の参画と協働による緑化の推進等の取り組みを総合的に推進している。

県民による緑化活動をより一層推進するとともに、「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、工場等の新設等を行う者に対する緑化の届出制度のなかで、その指導に努めている。

(安全な市民生活の確保)

(1) 兵庫県では、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を強めることはもとより、県民、地縁団体等、事業者がともに連携し地域の絆を一層高め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしを実現するため、平成18年4月に「地域安全まちづくり条例」を制定している。この条例の趣旨を踏まえ、企業立地を通じた地域の産業集積によって、犯罪及び事故を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することのないようにするため、住民の理解を得ながら次の取り組みを推進するとともに、洲本市においても、「洲本市市民の安全の推進に関する条例」に基づき、犯罪の防止と発生時の被害の軽減や早期解決に向けて、広報紙やケーブルテレビ等の媒体を活用した広報・啓発活動の推進や、自治会単位での住民のつながりを基盤にした防犯活動の推進を図っていく。

ア 防犯に配慮した環境の整備

道路、公園等の公共空間における犯罪を防止するため、防犯カメラ、防犯灯、街路灯等を

設置する。

道路、公園、事業所等における植栽の適切な配置により見通しを確保する。

イ 事業所における防犯設備等の整備

事業所内外に防犯カメラや防犯ベル等の緊急通報装置を設置するほか、防犯マニュアルの策定、防犯設備の点検整備を実施する。

ウ 防犯責任者の設置

事業所ごとに防犯責任者を設置し、防犯マニュアルの整備、定期的な防犯訓練を実施する等防犯体制を整備する。

エ 警察への通報体制の整備

犯罪や交通事故等が発生した場合の通報体制を整備する。

オ 地域住民等と連携した防犯ボランティア活動の実施

青色回転灯を装備した自主防犯活動用自動車（いわゆる「青色防犯パトロール車」）による防犯パトロール活動等、地域住民や関係機関と連携した防犯ボランティア活動に取り組む。

(2)産業団地の整備にあたっては、道路等への街灯の設置、歩行者専用道路の設置等を行うほか、所轄の警察署との協議を行い、歩行者が安全に通行できるように、歩道の設置、違法駐車対策等の交通安全対策を早期に進める。

(3)企業立地にあたって、塀については生垣を原則とすること。歩行者の安全確保のための出入口の制限、路上駐車対策としての敷地内駐車設備等の項目があり、それらの履行を通じて住民生活の安全確保を図っている。

(4)今後とも、上記の事業を実施していくとともに、兵庫県警察本部、洲本警察署、洲本防犯協会等と連携をはかりながら、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図っていく。

9 法第5条第2項第3号に規定する区域における同項第7号の施設の整備が、農用地等として利用されている土地において行われる場合にあつては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

集積地域における企業立地を促進していくにあたっては、優良農地の保全に努めつつ農業の調和に留意することとし、今後実施される施設整備に必要な土地の確保に関連して農用地の整備が必要となる場合には、その施設整備事業の進捗状況に応じて順次対処する。

なお、以下の重点促進区域には、農用地等が含まれており、農地転用に係る調整状況は以下のとおりである。

【納・上内膳地区】

- ・重点促進区域面積 27.6 ha
- ・上記のうち農地等面積 約14 ha
- ・調整等の状況

当該農地は、その大半が都市計画法上の非線引き区域における用途区域（準工業地域・

工業地域)に指定されており、農地転用が原則許可となる第3種農地に該当する。今後、立地企業が決定した際には関係機関と協議しつつ農地転用を進めていく。

また、ごく一部は第2種農地に該当するが、農地転用の許可申請があれば、代替性の検討等も踏まえつつ、適正に対応する。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成32年度末日までとする。